

売上の減少などでお困りの中小企業の皆さまへ

緊急対策資金のご案内

◆ ご利用いただける方

次の要件を満たしている中小企業者（個人・会社）、中小企業団体です。

- ① 高崎市内に主たる事業所又は本店（事業実績のないものは除きます。）を有し、市内で引き続き1年以上同一の特定事業を営んでいる方
※「主たる事業所」・・・法人の市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書（第22号の2様式）中の従業員割合が最も多いもの
※中小企業団体にあつては、主たる事業所を市内に有し、事業活動を1年以上継続しているもので、その構成員の4分の3以上が市内に主たる事業所又は本店（事業実績のないものは除きます。）を有し、引き続き市内で1年以上同一の特定事業を営んでいるものであることが必要です。
- ② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けた日から1年以上経過している方
- ③ 市税（市外在住の個人にあつては、当該居住地における市町村税を含みます。）を完納している方

■ 融資資格要件： 次のいずれかの要件を満たす中小企業者（個人・会社）又は中小企業団体

- ① 直近6か月、または3か月間の売上げが前年同期比または、2年前、3年前の同期比で3%以上減少している方
- ② 直近6か月または、3か月間の粗利益が前年同期比で3%以上減少している方
- ③ セーフティネット保証制度による認定を受け、信用保証協会の保証を利用する方
- ④ 自社の再生への意思をもち、取扱金融機関及び群馬県中小企業活性化協議会又は群馬県経営サポート会議の支援等により再生計画を作成している方
- ⑤ 取引先企業の倒産により減収が見込まれる方（その企業に対する売掛債権等が50万円以上あることが必要です。売掛債権等が50万円未満の場合は、倒産企業との取引額が20%以上あることが必要です。融資限度額は、売掛債権等相当額となります。）

■ 資金使途： 運転資金（経営安定のために必要な資金）

■ 融資限度額： 6,000万円

※1回の申請額は、仕入額、外注費、従業員給与額等の合計の概ね3か月分が限度となります。（直近の決算書・確定申告書より算出）

■ 融資期間： 10年以内（融資後2年以内据置可）元金均等月賦償還

■ 利率： 年1.6%以内（信用保証付は1.3%以内）

■ 担保・保証人： 金融機関の定めるところによります。

■ 申請期間： 年間随時

■ 申請先： 高崎市融資制度取扱金融機関

詳しいお問い合わせは・・・

高崎市融資制度取扱金融機関または

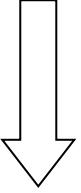
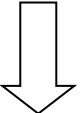
高崎市商工観光部商工振興課金融担当（市庁舎13階）へ ☎ 027-321-1258（直通）

■ **申請に必要な書類（提出部数は１部）** 添付書類は写しで結構です。

- ① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書
(金融担当窓口、市ホームページ、高崎市融資制度取扱金融機関で取得できます。)
- ② 【法人の場合】・決算書の写し（決算報告書の部分のみで結構です。）
・市町村民税の確定申告書（第２０号様式）の写し
複数の市に事業所等を有する場合は、市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書（第２２号の２様式）の写し

【個人の場合】 確定申告書の写し
- ③ 売上減少等の確認できる資料
- ④ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し
- ⑤ 複数企業間で資金流用がある場合は決算書の附属明細書
- ⑥ その他市及び金融機関の指定する書類

■ **融資の手順**

- ① **融 資 相 談**
 借入希望の金融機関へ融資のご相談をしてください。
- ② **融 資 確 認**
 融資対象者要件、資金用途等が当該融資制度にあてはまるか確認します。
確認書に必要事項を記入し、上記の必要書類をお持ちになって、商工振興課金融担当までお越しください。(金融機関の方でも結構です。)
資格要件確認後に確認書を返却します。
- ③ **申 込 み**
 借入希望の金融機関へ確認書を添えて、融資の申込みをしてください。
- ④ **審 査**
 金融機関は審査を行い融資の可否を決定します。
信用保証協会の保証を利用する場合は、保証協会にも保証依頼が必要となります。
- ⑤ **融 資 実 行**
 金融機関で融資決定（信用保証協会の保証を利用する場合は保証承諾後）となると、所定の手続きを経て融資実行となります。
- ⑥ **実 行 報 告**
融資実行後、金融機関から市へ以下の書類を提出していただきます。
 - ・融資実行報告書
 - ・市町村民税の完納証明書 ※融資実行前に取得
 - 納付後約１０日の間に完納証明書を申請される方は、市で納付の確認ができないため証明書を発行できない場合があります。
 - 詳しくは完納証明書発行窓口へお問い合わせください。
 - ・暴力団排除に関する誓約書